

静内農業青色自主申告会からのお知らせ

●源泉所得税について

7月から12月分までの源泉所得税の納期特例納付期日が迫っております。お忘れなく源泉所得税の納付をお済ませ下さい。今回の納付期日は、1月12日(火)となっております。

納付税額が0円の場合は例年同様、納付書をまとめて浦河税務署へ提出致しますので、静内農業青色自主申告会事務局（JAしずない営農部営農課）までお持ち下さい。

加えて、法定調書につきましても、税務署への提出義務がありますので、ご自身で浦河税務署へ提出されるか、もしくは当申告会事務局までお持ち下さいますようお願い致します。

役場へ提出する給与支払報告書（総括表・個人別明細書）につきましては、1月末が提出期限となっておりますので、こちらもお忘れなく提出をお願い致します。

●確定申告の注意点について

社会保険料控除のうち、国民年金につきましては納付控除証明書の添付が義務付けられています。紛失した場合には、お早めに苫小牧社会保険事務所（TEL0144-36-6135）へ連絡を取り、再発行の手続きを行い、確定申告へ向けた準備をお願い致します。

●e-Taxについて

- ・最高5千円の税額控除を受け取ることができます。

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合には、最高5千円の税額控除が受けられます（既に控除を受けた方は受けられません）。

- ・添付書類の提出、または提示を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出、または提示を省略できます（確定申告期限から3年間、書類の提出、または提示を求められることがあります）。

- ・書類の提出、還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されております（3週間程度に短縮）。

- ・詳細につきましては、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

●お問い合わせ先

静内農業青色自主申告会事務局（JAしずない営農部営農課）TEL0146-42-1051

FAX0146-42-7034

理事会報告

9月理事会（29日）

1. 信託農家の資産処分及び対策農家の一部資産処分について
2. 対策農家の農業機械の導入について
3. 自治監査指摘事項の回答について
4. 中央会監査の指摘事項に対する回答について

10月理事会（29日）

1. 長期資金の貸付について
2. 対策農家の農業機械の導入について
3. 平成22年度産業奨励事業について
4. 固定資産の取得について

11月理事会（20日）

1. 信託農家の債権処理について
2. 対策農家の農業機械の導入について
3. 長期資金の貸付について
4. 年末手当の支給について